

令和2年9月30日
南アルプス市総務課

南アルプス市建設工事等標準請負契約約款の一部改正について

改正建設業法が令和2年10月1日から施行されることに伴い、南アルプス市建設工事標準請負契約約款を、同日より次の通り改正します。

主な改正点

- ① 改正建設業法において、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）について規定されたことを受け、監理技術者補佐を設置する場合は氏名その他必要な事項を発注者に通知することとした。（約款第10条第1項）
- ② 改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においても、工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした。（約款第20条の2）